



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示	
○ 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）	1
公 告	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定（病虫害防除技術センター）	1
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課）	2
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（空港課）	3
公安委員会事項	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施・2 件	4
○ 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定・2 件	8
○ 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準の一部を改正する告示	12
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準の一部を改正する告示	12

告 示

沖縄県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字西銘山蔵 3 番 1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 水利施設整備事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県病虫害防除技術センター所長 伊 禮 信

- 落札に係る物品等の名称及び数量 X線照射装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病虫害防除技術センター 那覇市字真地 123番地
- 落札を決定した日 令和 6 年 6 月 13 日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社インテグラル 代表取締役 五十幡玲子 東京都品川区上大崎二丁目25番 2 号
- 落札金額 67,490,132円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和 6 年 4 月 30 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 空港用化学消防車（10,000リットル級）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 6 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が100万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。
 - (4) 空港用化学消防車の販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (5) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 空港用化学消防車の販売に関し直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900－8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098－866－2400
 - (3) 申請書等の受付期間 令和 6 年 7 月 19 日（金曜日）から同年 8 月 9 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 7 年 3 月 31 日（月曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する空港用化学消防車（10,000リットル級）に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和6年7月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（10,000リットル級） 2台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和8年3月31日（火曜日）
- (4) 納入の場所 宮古空港及び久米島空港

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和6年7月19日付け沖縄県公報定期第5235号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和6年7月19日（金曜日）から同年8月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和6年7月19日（金曜日）から同年8月9日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年8月28日（水曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第1入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和 6 年 7 月 19 日（金曜日）から同年 8 月 9 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3 (2) の場所
- 10 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5 (1) の日時に 5 (2) の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 6 年 8 月 27 日（火曜日）
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
A Chemical Fire Engine For Airports (10,000-Liter Class) 2 cars
 - (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
31 March, 2026
 - (3) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. 28 August, 2024
 - (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE
Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan
Telephone 098-866-2400

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第109号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」とい

う。) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

(2) 講習規則第 6 条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務	令和 6 年 10 月 21 日(月曜日)から同月 25 日(金曜日)まで	午前 9 時から午後 5 時まで(令和 6 年 10 月 25 日にあっては、午後 3 時まで)	那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 那覇地域職業訓練センター 第 4 教室
	【考查】10 月 25 日(金曜日)	午後 3 時 30 分から午後 5 時 10 分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務	令和 6 年 10 月 24 日(木曜日)及び同月 25 日(金曜日)	午前 9 時から午後 5 時まで(令和 6 年 10 月 25 日にあっては、午後 3 時まで)	那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 那覇地域職業訓練センター 第 4 教室
	【考查】10 月 25 日(金曜日)	午後 3 時 30 分から午後 4 時 5 分まで	

3 受講定員

(1) 新規取得講習 15 人

(2) 追加取得講習 10 人

4 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講対象者については、法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務(以下「当該警備業務」という。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。)第 4 条に規定する 1 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。)に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。)第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 1 級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1 通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）から同月 9 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第110号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和6年10月21日（月曜日）から同月25日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和6年10月25日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第2教室及び第4教室
	【考査】10月25日（金曜日）	午後3時30分から午後5時10分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	令和6年10月24日（木曜日）及び同月25日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（令和6年10月25日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第2教室
	【考査】10月25日（金曜日）	午後3時30分から午後4時5分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人

- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた

後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧 1 級検定に合格した者

オ 旧 2 級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前 6 月以内に撮影した無帽、無背景、縦 4.0 センチメートル、横 3.6 センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1 通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の 1 級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の 2 級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧 1 級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧 2 級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）から同月 9 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5 に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料 38,000 円又は追加取得講習手数料 14,000 円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線 3032 又は 3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第 111 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1 級	10人	令和 6 年11月 2 日（土曜日） 午前10時から午後 6 時まで	豊見城市字豊崎 3 番22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2 級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1 級及び 2 級の検定の受付期間及び受付時間は、令和 6 年 8 月 5 日（月曜日）から同月 9 日（金曜日）までのそれぞれの日の午前 9 時30分から午後 5 時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1 通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2 葉
- (ウ) 1 級の検定を受検しようとする者にあつては、4 (1) のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2) に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3) の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前 9 時30分から午前 9 時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862－0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第112号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1 級	10人	令和 6 年11月30日（土曜日） 午前10時から午後 6 時まで	豊見城市字豊崎 3 番22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10人		

- 2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

- (1) 1 級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の

措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和6年8月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。

郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1級の検定の受検者に限る。）を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第113号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県公安委員会

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準の一部を改正する告示

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準（平成27年沖縄県公安委員会告示第145号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 認定の番号又は届出書の受理番号

別記様式中「認定証番号又は探偵業届出証明書番号」を「認定の番号又は届出書の受理番号」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

沖縄県公安委員会告示第114号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 7 月 19 日

沖縄県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準の一部を改正する告示

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準（平成28年沖縄県公安委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 認定番号

別記様式中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地